

防災スペシャリスト養成研修

研修指導要領

(フォーマット案)

平成 28 年〇月

内閣府（防災担当）

目次

第1章 総則

第2章 各コース

第1節 防災基礎

第2節 災害への備え

第3節 警報避難

第4節 応急活動・資源管理

第5節 被災者支援

第6節 復旧復興

第7節 組織統制

第8節 対策立案

第9節 人材育成

第10節 総合防災

参考資料

資料1 研修体系

資料2 災害対策基本法

資料3 防災基本計画

資料4 「防災スペシャリスト養成」企画検討会委員名簿

第2章 各コース

第1節 防災基礎 (作成イメージ)

1. 目的

災害対応の基礎となる知識を学ぶ。

2. 主な対象者

防災業務の初任者や防災業務の経験が浅い職員等

3. 学習内容

(1) 単元構成と概要

単元		手法	概要
1	防災基礎総論	座学	防災・危機管理の基本的な考え方を学ぶ
2	防災行政概要	座学	防災活動全体の流れと個々の活動の基礎的な知識を学ぶ
3	災害法体系	座学	災害対策基本法・災害救助法などの構造や適用範囲の概要を学ぶ
4	防災計画	座学	防災計画の法的な位置づけと防災基本計画等の内容を学ぶ
5	地震・津波のメカニズムと実態	座学	地震・津波災害の発生メカニズムと、災害による被害を理解し、地方公共団体の対応を学ぶ
6	風水害のメカニズムと実態	座学	風水害の発生メカニズムと、災害による被害を理解し、地方公共団体の対応を学ぶ
7	火山のメカニズムと実態	座学	火山災害の発生メカニズムと、災害による被害を理解し、地方公共団体の対応を学ぶ
8	災害対応過程と態度を学ぶ	演習	災害発生前後の地方公共団体の対応について具体的な事例に沿って学ぶ

(2) 内容 (単元ごとの学習目標、学習項目、具体的な内容)

単元 (第4階層)	学習目標 (第5階層)	学習項目 (第6階層)	具体的な内容 (身につけるべき内容) (第7階層に相当)			
			知識	基本用語	技能	態度
1 防災基礎総論	1 防災・危機管理の基本的な考え方を説明できる	1 災害と防災の基本	<p>地震、津波、台風など自然現象に分類されるHazardによって生ずる被害は一般に「自然災害」と呼ばれる。災対法にある「大規模な火事若しくは爆発その他」の総称的な定まっていないうが、「事故災害」という言葉もある。</p> <p>災害を時間軸に沿って整理すると「Hazardの発生」時点を中心として、事前→事中→事後という流れでさまざまな様相を持ち、これを「災害のライフサイクル」と呼ぶ場合がある。それぞれの時点で必要な対策・技術が異なる。</p> <p>ハード対策とソフト対策はそれぞれ役割が異なる。ソフト対策はハード対策を代替するものではなく、相互に補完しあうものである。</p>	<p>ハザード (外力) 地震、津波、台風など災害を引き起こす原因となる自然現象</p> <p>災害 ハザードが人間社会に作用し、被害が生じること</p> <p>防災 外力が人間社会に作用することを何らかの対策により軽減すること</p> <p>ハード防災対策 なんらかの構造物による被害軽減手法</p> <p>ソフト防災対策 構造物によらない被害軽減手法</p>		「態度」については、防災活動(②)⑩の各コースにかかわらず防災スペシャリストが共通して身につけておくべきものであるため、「具体的な内容(第7階層)」としては設定しない。
		2 繰り返される災害	<p>わが国は世界的に見ても多雨地帯にあり、地震発生回数や、活火山数も多い。近年になって災害の危険性が急に高まったわけではなく、もともと厳しい自然条件と共存した環境下に立地していることを念頭に置くことが重要である。</p>	—		
		3 地域を知ることの重要性	<p>災害は「素因」と「誘因」の組み合わせで発生する。誘因だけでは災害にはならない。</p> <p>「誘因」を災害直前津に予測することは大変難しいが、「素因」は「誘因」の予測に比べれば可能性があり、ハザードマップなどの形で情報が整備されつつある。</p> <p>地球表面の形を「地形」という。地形と自然災害の間には密接な関係があり、代表的な自然素因の一つである。</p>	<p>素因 地形、気候、人口など、それぞれの土地が持っている災害に関わる性質</p> <p>誘因 地震、豪雨など、災害を発生させる直接的な引き金となる現象</p>		

単元 (第4階層)	学習目標 (第5階層)	学習項目 (第6階層)	具体的な内容(身につけるべき内容)(第7階層に相当)			
			知識	基本用語	技能	態度
1 防災基礎総論 (つづき)	1 防災・危機管理の基本的な考え方を説明できる (つづき)	4 重くなる基礎自治体の役割	避難勧告、避難誘導などの判断について、犠牲者遺族らによる訴訟が続いている。 故意や過失による不当な勧告で被害が生じた場合、自治体側は賠償責任を負うとの判決も出ている。発生する現象や被害に関する「予見可能性」を、かなり幅広く認める判決も見られる。	—		
2 防災行政概要	1 防災活動全体の流れについて説明できる	1 時間経過に合った災害対応				

以降、単元2につづく



本資料を基にテストを作成し、「テストバッテリー」に蓄積